

でも託老所はできないわけでありまして、ぜひともこの託老所が必要であるというふうには私は考えていますけれども、今までの答弁を聞いていますと、託老所の必要性はそんなにないというふうに考えられているのではないかと、いうふうにも感じられますけれども、そもそも託老所が必要というふうに考えられているということは、九月議会でも答弁されているんですから、その関係ではどうなのかということを聞かせてほしいんです。

というのは、小松市では、五十九年にできたときには市の持ち出し金はたった二百万でできているんです。四年たって、今職員が二・五名、三名ですよね、七百七十万になっているわけです。大津市について言えば、大津市は託老所設置に当たっての六十三年度の市の予算は二百六十五万円なんです。大津市について言えば、これは特別養護老人ホームにこの託老所を委託して行っているわけです。こういう点では、本当にその気になれば、福生は幸いに特別養護老人ホームができましたし、総合福祉センターも今考えているわけなので、その気になれば、私は、来年度早々からでもこの託老所というのは設置できるといふふうに考えますので、ぜひそのところをもう一度答弁をしていただきたいというふうに思うわけです。

それと、特別養護老人ホームの件なんですけれども、市長答弁されました。入っている方が、これは東京都が指導監督するものだということとはよくわかってるんですけれども、施設は福生市にありますし、入っている方も福生市の方がいらっしゃるわけで、あえてここで質問をさせていただきたいんですけれども、私の耳にまでいろいろなうわさが入ってくるわけです。それから、それなりに担当としては、いろいろなお話を聞いているんだらうというふうに思うわけです。市長は、助言や要望はしていきたいというふうに言われましたので、ぜひそれはそのようにお願いしたいというふうに思うわけです。

ひとつお聞かせいただきたいのは、特別養護老人ホームというのは、法により職員の配置や基準施設の整備等は一定に決められたものですよね。その中でひとつ、これは六十年の十二月の全員協議会の中で話が出ました。市から東京都に対して特別養護老人ホームは福生市に必要なからという、そういう意見書の添付が必要でしたよね。そういう添付なんかもされていますので、意見書なんかも出されておりますので、御承知だろうと思うので、ちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、職員の配置の基準のところ、

一から十までそれぞれの職員があるわけですね。施設長から始まって医師、生活指導員、寮母、看護婦、栄養士、機能回復訓練指導員、事務員、調理員、用務員、一から十まで職員の配置というものが決められているわけなんですけれども、そのうち寮母については、法によりますと、おおむね五人につき一人以上を置かなければならないというふうに規定されていますけれども、私が考えても施設長と医師は一人づつに決まっているというふうに思うんですけれども、生活指導員、寮母、看護婦、栄養士も一人だというふうに思いますので、機能回復訓練指導員、それと事務員、調理員、用務員、施設長と医師と栄養士を除いて、この福生にあるサンシャイン・ヴィラでは何人ずつの職員の方が配置されているかを、御存じだと思いで、ちょっとお聞かせいただきたいと思うわけです。総数四十八名というふうに、全協の中ではそういう説明がありました。ですから、四十八人の内訳が当然あると思いますので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、いろいろなよくないうわさというのがあるようですけれども、そういううわさが理事者の方にもお耳に入っているのかどうか。お耳に入っていて、今までどういう対処をされたのかどうか、合わせて聞かせてください。

加美平団地の所有地の件ですけれども、確かに今市長が答弁されましたように、供給公社としては、あそこにもう一棟建てたいというような希望が、近年あるようです。十数年前は、あの土地を市が買い取ってもらえれば良いというような、そういうようなお話もあったようです。その後、東京都が地価の高騰だとか、団地の立てかえだとか、いろいろな東京都の、供給公社側のいろいろな事情で、市に買い取ってもらうのではなくて、自分のところで団地をもう一棟建てたいというふうになったようですけれども、市長は今後も働きかけていきたいというふうに言われました。これは、働きかけるというのは、きっと市民に開放してもらえようという働きかけをしたいというふうな答弁だろうというふうに思いますけれども、私といたしましては、今現実にはあの土地が、フェンスが張ってありますけれども、比較的自由に出入りができるので、非公式でいろいろなものがいろいろな形で利用させていただいているというふうに思うんですけれども、私としては、これは非公式ではなくて、公然と市民に開放していただきたいというふうに

思うわけです。

というのは、あの地域は六小学区で、すぐ隣に二中を控えているわけですね。比較的児童数や生徒数が多い地域でありまして、二中学区の子供たちはみんな二中へ通うわけですので、あの近辺、二中の隣接するあの土地にそういうようなものができれば、子供たちの心身の発達のためには、非常によくなるのではないかというふうに考えますので、ぜひともこれはそういうふうに考えていただきたいというふうに思うわけです。

そうはいいいながら、相手が東京都で、相手があることなので、ぜひとも、これは東京都にもっと詰めた折衝をしていただきたいというふうに思うわけですけれども、最近私の質問が出てから、東京都の供給公社の方へ問い合わせをされたと思うんですけども、東京都としてはやはり昨年と同じようにまだ住宅を建てるんだということ、市があとそこを地域住民に開放するというような意向が、全然今のところないというふうにして、東京都はそういう地域住民に開放するというような意向が、全然今のところないということ、先日きつと問い合わせされたようですから、その感触ではどのようなものがあるのかということ、ひとつお聞かせいただきたいのと、市としまして、あそこを東京都が開放した場合しないかもしれないし、そこまで考えてないんでしょけれども、開放するよう市長は努力されるということをお聞かせいただければというふうに思いますが、どの程度努力をされているのか、その点も合わせて、ぜひ聞かせていただければというふうに思います。

最後の建築法の、住環境の問題なんですけれども、確かに担当課長から、東京都の指導二課の課長さんの方へ連絡をしていただいたんですけども、結果的には、いまだにこの建物が建築中、進行中なわけですね。先ほども登壇して発言しましたように、四十平米しか建たないところへ六十一平米がいまだに建っているわけです。これでは建築法を守り、法を守って生活していこうという市民の皆さんから見た場合、非常に不合理ですし、これが業者だということ、非常にこれは許されないというふうに私は考えるわけです。

この業者がなんでこんなことを、建築法違反までして、東京都からの指導が再三あるにもかかわらず、

いまだにこのまま建て続け、建設をし続けているかと言えば、もう二月十日付の週刊住宅情報に、この建ち上がった家の設計図をつけまして販売広告を出しているわけです。私は、もっと許せないと思うのは、私のうちの前が、やはり三十数坪のところで一棟建っているわけですけれども、やはり建売住宅で売りに出ておりますけれども、私のうちの前のところが、金額として同じような坪数、ちょっとうちの方が高いですけども、六千万、売値が六千万です。じゃあ今私が質問をしていますこの土地はその半分で、三千七百五十万で売りに出ているわけです。私のうちの前と同じようにしますと七千五百万のものとなるわけです。これは私は、もともと三十数坪しかない土地を半分に分けて、この業者は言ってみれば、暴利というふうに私は思いますけれども、暴利をむさぼろうとしている。

これを東京都は、なかなか指導し切れないということに問題がありました。東京都の関係の問題ですけども、現実に福生市のあちこちにこういうものが建ちますと、この住宅の耐用年数が過ぎた後には、建て直しのきかない小規模住宅が残るわけです。そうしますと、本当に住環境が悪化するということは目に見えてますので、ぜひともこれは、担当課長がこれまで建築指導二課へ何度も電話を入れてもらったのは、もう承知しているわけです。ですから市長の方に、ぜひとも東京都に対して、この西多摩建築事務所にだけではなくて、私は都庁の知事室のあたりまで、やはりこういうことはきちんと指導してほしいというのを申し入れるべきではないかというふうに考えるわけです。

蛇足で言うならば、国会でこのこういう問題を出しますと、建設大臣は、所管のそれぞれのそういう機関に対しては、法を守るようにと強く指導をしているという答弁をされているわけです。ですから当然そういう問題があつてはならないんですけれども、ちまたではこういう問題が往々にしてあるということが言われています。この問題が非常に悪質だというふうに思いますので、ぜひとも市長は、当然建築指導二課はもとより東京都の本庁に対してまで、こういうようなことは困るんだという要請をしていただきたいと思います。というふうに思いますので、それができるかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○福祉部長（生子国利君） それでは、二点の件につきまして、私の方から御説明申し上げます。まず、一点の託老所の関係で、確かに昨年の三月、九月、二回にわたって御質問に対しての答弁を申し

上げておりますけれども、この際における考え方としては、特別養護老人ホームができた際には協議していくと。その、特別養護老人ホームの中へつくるということではなくて、当初の考え方は併設ということ。これは、特養の方の設置者がその考え方を持っていたわけですが、市の方としても今後の、要するに痴呆性老人の増加にかんがみまして対応していこうということ、協力方を要請したわけですが、

しかしその後の内容的な協議から、現在隣接の用地を買収するという考え方を最初持っていたわけですが、まだ運営の関係から即ということとは不可能だということになりました、まだ現在のところ、並行の協議をしておるわけですが、できれば、先ほど市長から申し上げましたとおり、専門的な知識を持たなきゃならない職員が必要でございますし、それから設備そのものも相当充実していないと、託老所としてのデイホームですか、痴呆性のデイホームとしての措置ができませんので、そういう考え方からいきますと、やはり特養を頼るほかはないんじゃないかというふうに考えているわけですが、それで、当然、厚生省におきまして都におきまして、この痴呆性老人対策については重点をおいているわけですが、特に都では、前回申し上げましたんですが、痴呆性老人デイホーム施設というものを、都単独で補助金を出してもつくってこれというふうなことが要請されておりますけれども、この中にもやはり職員が、寮母、それから介助員、特に看護婦が必要だということになりますので、こういうふうな体系を持って、大体利用としては七人程度のものを、施設をつくってくれと、最低でも七人というふうなデイホーム施設の考え方です。で、現在の折衝中でございますので、その点を申し上げておきたいと思っております。

それからもう一点、まだ実際には、一月の下旬に百名になったわけです。五ヵ月を経過しておりますけれども、一月の下旬に百名の定員になったということは、いっぺんに百名をばんと入れますと、非常に混乱いたしますので、小人数ずつ三十、三十、三十というふうな体系で入れていったわけですが、そういうふうな都の方の方針でございまして、その後、施設に対する百人の定員になりましたので、一月の十四日、これは東京都が指導検査を行っております。その際における結果としては、継続的にやはり指導していくというふうな考え方の結論が出ています。その内容については、るる私の方では聞いておりません。

んけれども、そういう方針であるということだけは聞かされています。

それからもう一点、職員の関係でございしますが、確かに、やはりああいうふうな施設というのはなかなか、最初経験者がみんな入っているわけではございませんので、寮母とかそういったものについても、やはり入ってみて実際にやってみると、中にはどうしても辞めたいという人も出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうふうな関係で、出入りが幾らかあったと思いますけれども、現在二月の中旬では、全部対応はしているということになっておるようで、聞き及ぶところでは、大体今の配置で基準の配置でいるということだと思います。なお、一月の十四日に都が指導検査をしておりますので、その時点に既にそういう欠員が生じておれば、当然指導をしておると思います。私どもの関係では、人員は、対応は基準どおりということをお聞きしておりますので、以上、お答えいたします。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。二点にわたっての御質問でございますが、まず一点の都有地に関係して公社の感触と、そういうふうなことでございますが、確かに、御質問をいただきました、その公社の方へも照会したわけでございますが、公社といたしますと、加美平団地に限らずこうした団地の中で、跡地が相当残っているようでございます。そんなことで、六十二年度に内部で検討委員会を設けまして、検討委員会での今後の計画について検討した経過がございします。

その内容について、ちょっとお聞きしたわけですが、まず、面積が五百平米を超えるもの、これについては、原則的には住宅を増築をしていくんだと、そういう考え方でございまして、五百平米未満の土地については、地方公共団体が必要があれば一応開放するし、またその団地での自治会の施設、そういったものの要望があれば整備をしていくと、そんなふうなことがその結論のようでございます。

したがいまして、今聞きました感触の中では、なかなか、これから交渉するにしても、そういう公社としての考え方を若干変えるわけでございますが、いろいろお聞きしますと、現状は先ほどお話がありましたように、地域の住民が遊び場のような形で利用していると、そういうふうなこともございますので、できるだけ今の現状で、最悪の場合には、今の現状を崩さないような形で住民要望があるわけでございますので、利用が図れるよう公社の方にはお話をしていきたいと、そのように考えております。

それからもう一点、建築行政に関する都へ向かつての要請というようなことでございますが、現状を申し上げますと、確かに、今建築行政に対する指導関係、指導行政で机上の指導というのはかなりやっているようにございますけれども、現実に非常に広い現場を一人のGメンが抱えていると、そういうふうな実情がございました、なかなか手が回りかねると、そういうふうなことがあるようにございます。

市の方といたしますと、現在用途地域の見直し等も行っているわけでございますけれども、これはそれぞれの地域の環境、そういったものを保全する目的で、用途地域等については建築基準法の中に定める指定をしているわけでございます。そういう点からいきますと、御指摘のように、そういった違法建築等が建ちますと、いろいろな形で環境が乱されると、そういうふうなことがございますので、都の方に対してはできるだけ指導行政の充実、そういったものを図っていくよう要望していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） 託老の関係ですけれども、そうしますと、当初特養の中に―――天津市の場合特養の中にこの託老所を、言ってみれば託老のお年寄りと常時特養に入所されているお年寄りとが混ざった形で、託老所という形で設置しているようにすけれども、当市としては、特養ができた時点で、その中にということではなくて、併設をといてことを考えていたが、即今ということではできないことは、そうすると、現時点では、今福生にあるこのサンシャイン・ヴィラについて言えば、現時点です、託老ができません、軌道に乗ってくれば、その前の土地を買い上げてそこへ託老所を、痴呆性老人のデイケアセンターですか、そういうものをつくっていく、みたいな答弁がありまして、ところが今の答弁では、それは即ということではできないと。これはできないというのは、その土地の購入ができないということなのか。それとも特養自身がそういう託老所については手掛けることをやめたというふうなことなのか。そこをもう少し具体的に聞かせていただきたいと思うんです。

専門的な知識を持たなければできなと、これは市長も部長も同じような答弁をされましたけれども、これは特別養護老人ホームにおいても同じだと思いうわけです。これは託老所だから特別にその専門的な知

識がなければできないというのではなくて、特別養護老人ホームについても、そういう専門的な知識がなければ、これはできないわけです。ですから特養については、法で定められているように寮母だとか、看護婦だとか、こういう機能回復訓練指導員だとか、そういう人が規定づけられているわけで、これはこの、私が視察してきた小松市にしても大津市にしても、やはりそういう職員を、言ってみればデイケアセンターをつくれればそういう職員が必要ですし、特養をつくれればそういう職員がいるわけだから、託老所をつくるために当然そういう職員が必要なのです。託老所だから、そういう人が対象なわけですから、ですから、専門的な知識を持たなければという点では、特養についてもデイケアセンターについても同じことではないかというふうに思うので、これがあえてできない理由にはならないだろうというふうに思うわけです。専門職がなければできない、これはもう当たり前のことで、当然専門職がいるから特養ができたデイケアセンターができるわけで、よく言っている意味がわからない。

東京都や厚生省が、言ってみればこういうものを、定員七名のところでつくってほしいという東京都からの指導もあるというふうに言われましたけれども、当然、今痴呆性の問題は全国的に大きな問題になってきていますし、どんな小さなまちへ行きましても、託老所というのは今できているんですね。私がこへ視察して、この向こうの職員の方に話を聞きますと、あそこにもある、ここにもあるというところで、石川県だとか長野県だとか、地方に行けば行くほど、うんと小規模なものでしょうけれども、職員が一人ぐらいたるところで、一週間めいばいやっていてはただでなくて、一週間のうち三日やるとか、それこそ本当に融通をきかせたやり方をされています。これは必要に迫られてやっているなという感じがするところもあるわけです。この託老所が設置されて、本当によかったと言われるのは、本当にその家族の方々が、介護から昼間の間だけでも離れられる、言ってみれば人間的な生活ができるということ、その痴呆性にかかったお年寄りを含めて家中が幸せな生活ができるということが、非常に言われているわけです。ですから私は、福生にも厚生省の基準でいくと百五十五人、だれとだれがということじゃありませんけれども、基準からいくと百五十五人の痴呆性老人が福生市にもいるということになっているわけですね。市担当者としても老人の担当者―――職員は一人しかいないという中で、この百五十五人を把握する

ことはなかなかできませんけれども、こういうものができると、非常に先を争うようにこの託老所の入所希望が出るんだらうというふうに思います。

ですから、総合福祉センターができてからというのでも、そういうところに、総合福祉センターにつくものも結構だというふうに思いますけれども、特養もできたわけなので、ぜひとも、大したお金がかかるわけでもありませんし、あの特養をつくるときに寮母さんを募集したら、もう三倍も四倍も応募者があつたというふうに聞いていますし、それだけそういう専門職の方もいらしたのだらうから、一人や二人のそういう専門職を採用するには、そんなに苦労はないというふうに思いますので、ぜひともこのところ、逃げられるのではなくて、必要だというふうに考えられているならば、何とかしていただきたいというふうに思うわけです。福生市にはまだこういう託老所は必要ではないんだと言われるなら、またそれはそれで違う答弁があると思いますけれども、ぜひそのところ。

それと、特別養護老人ホームの関係ですけれども、確かに働いてみて、なかなか、人間だれしもよい方がいいので、そういうようなこともあつたようですけれども、私はこういううわさがあつたからどうの、ああいううわさがあつたからどうのということではなくて、社会福祉法人である特別養護老人ホームが、まちの中でよくないうわさが立つということ自体が、よくないなというふうに思うわけです。現実には職員の方が何人か辞められたということも聞いていますし、そういう辞められた経過が、いろいろな経過があつて辞められたんでしようから、いろいろな話が私の耳にも入ってきたんだというふうに思いますけれども、決してよくないと思うんです。

一月十四日に東京都が指導検査を実施して、この際、継続的に監督をしていくというふうな、都の検査の結果がこういうふうになって、この時点では職員が、きっと寮母さんだろうと思えますけれども、寮母さんが足りないまま都の指導検査を受けられたんだらうというふうに思うわけです。二月中旬に、この寮母さんの足りない分も全部基準に合っているというふうに、今答弁がありましたけれども、強いて言うならば、市長は助言や要望をしたいと言われましたので、私もぜひともこのことについては助言をしていただきたいというふうに思うんですけれども、一つには医師の関係なんですけれども、いろいろな理由があ

って、今青梅のお医者さんがあそこの医師という、この職員配置の関係では医師ということになっているようでありませけれども、私としてはぜひとも、福生にも病院がありますし、福生の先生にお願いをした方がいいのではないかなというふうに、これは思うわけです。

私が、こういう点で素人ですからそういうふうに思うので、それは違うんだと言われるなら、それは違うというふうに言っていたきたいというふうに思いますけれども、特別養護老人ホームというのは、言うってみれば、一人で生活できないお年寄りが入所しているわけです。いつ、どういう状態でお医者さんの手が必要になるかわからないという中で、夜中になるかわからない、明け方になるかわからない、そういう状態の中で青梅の病院まで患者を連れていくというのは、非常に不便であらうというふうに思うわけです。市内にも当然救急病院もありますし、医師会もあるわけなので、そういう市内の病院と、契約というんでしようか、よくわかりませけれども、そういうふうにしてある方が、特養自体としても安心してお年寄りの面倒が見られるのではないかというふうに思うわけです。

ですから、いろいろな事情があつて青梅の病院になつていゝるんでしようけれども、ぜひともこれは、福生の方の病院にお願いをしていた方がいいのではないかというふうに思うので、これはこういうこととでこうなっているんだよというのがありましたら、ぜひ答弁していただきたいし、そうでなければ、このことは助言をしていたきたいというふうに思いますけれども、その点どうなのか、聞かせてください。それと、先ほどの職員の配置の数のことが答弁されていゝませんので、それを忘れずに答弁をしていただきたいと思ひます。

それと、加美平団地の関係ですけれども、今の部長の答弁だと、五百平米超えますから、やはり住宅を棟ふやそうということ、なかなか難しいかなというふうにも思いますけれども、そうはいいいながらもうずっとあのまま十年経過しているわけですね。最初のころに市が買い上げておけばよかったな、なんて今さらながら思うわけですけれども、現実には東京都がこういうふうな方針を持っているということですから、市としてもあそこ中学があつて、評判が余りよくない中学なものですから、なおさらあいう土地を地域住民、二中の子供たちや六小の子供たち、子供を対象としたそういう施設をつくってもらえ

れば、東京都の供給公社が五百平米を超えるものは一棟建てるんだというふうには、住宅を建てるんだというふうに決めているようにすけれども、市としても、ぜひともこの土地はこういうことで市が利用させていたきたいんだという、こういう強い働きかけをしていただいて、これを市有地として確保していただきたいというふうに私は思うわけです。

部長は、最悪の場合は今の現状を崩さないように、言ってみれば、今は何となく地域住民に開放されているような形になっていきますから、崩さないようにしたいというふうに言われてますので、これはこれで仕方がないかな、なんていうふうに思いますが、ぜひとも、まだ別にあそこを建てたいとかというのは、きつと企画の方でも、教育の方でも何もないんだろうと思うんですけども、これは二中学区の問題でもありますし、これは市全体として、今後の計画として、市の施設の建設をする計画として、理事者の方としてはそれなりの検討をしていたいただきたいというふうに思いますけれども、ぜひともその点、東京都がこういうふうに言っているからもうだめなんだじゃなくて、市としてはこういうものに使いたいから、この土地はほしいんだというふうな、そういう強い姿勢を持っていたいただきたいというふうに思うので、その点どうなのか、ちょっと聞かせて、答弁していただきたいというふうに思うんです。

住環境の問題ですけれども、確かに都の職員も、建築指導二課なんだろうと、都の職員の方に聞いてもなかなか来たがらない部署だそうですね。嫌な仕事っていいですか、なかなか思うように効果が上がらない仕事なのかもしれませんし、余りよく思われないような仕事ということ、なかなかこの部署は職員も大変なんですという話も聞いていますし、これだけ広いところに職員の数が少ないというの、十分承知しているわけです。次から次へいろいろな問題が、あっちで違法、こっちで違法という問題が起きまして、なかなか一カ所だけをこういうふうに見られないというのは、それはわかってるんですけども、しかし、こういう問題が起きると、何のために建築基準法があるのかなというのと、普通の市民というのは、一生に一度家を建てるか建てないか、なかなか自分の家を建てるということは、大変な、困難な仕事なわけですよ。普通の善良なる市民というのは、法を守るといふものが当たり前だというふうに、当然なっ

ていますので、最初から違法をしようなんていうふうにはたくらんでいるわけではないわけですね。ところが業者というのは、全部の業者とは思いませんけれども、この業者について言えば、この事例について言えば、もともと四十平米しか建てられないということがわかっていながら、四十平米で建築確認をおろしてもらって、もう違う設計図で七十一平米を建て始めちゃうわけですよ。土台の段階からそうなのわけです。こういうものを、私は見逃すということは、これは東京都も、言ってみれば苦情を受けた市としても、これはもう黙認できないというふうに思うわけです。

ですから私は、この御近所の方は知事室へも電話を入れて、何回も知事室の課長さんともやりあっていくようにすけれども、知事室からも指導をしてほしいという要望もされているようにすけれども、私は、市としてもこういうような業者が――今までは、この業者は西多摩に余りなかったようにすけれども、このところずっとふえてきているんですよ。確かにこういう住宅情報なんかを見ますと。何とか、こういうのは最初が肝心だと思いますので、市としては直接に指導ができないのは承知しますが、先ほど二回目の質問で言いましたように、青梅の河辺にある東京都の合同庁舎の出張所だけでなく、東京都の本庁の方にも、ぜひともこういう指導を強くしていただきたいということを要望していただきたと思うんですけれども、それはどうなのかもう一度聞かせてください。さっきその答弁がなかったので、都にできるだけということですが、直接どういふふうに、どこへそういう指導をお願いするかということも含めて教えてください。

○議長（村尾栄次君） 二時五分まで休憩します。

一時五十分 休憩

二時 五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○福祉部長（生子国利君） 先ほどの御答弁に対しまして、またさらに私の方から、再度御答弁申し上げますが、特養ホームとの、要するに併設ということをお先ほど申し上げたんですが、これは他市にも三つばか

本市二十六年の中にありますけれども、やはり特別養護老人ホームを改築等をした際に、その部分に市がその建物の併設をすると、中へ。そういうふうな形のものが今、小金井ですか、それから田無、それから保谷ですか、この三つはそういう形をとったわけです。

したがって、福生の場合ですとやはり特別養護老人ホームへ、新たにあの中へ入れるということは、当初からそういう計画を持つならよかったんですが、やはり今までの考え方としては、独立したホームとしての考え方だったわけですが、それに併設をするということは、やはり特養の職員等が非常に経験豊かになった際にですね、これを見るということが一番いいというふうな考え方に立ったわけですね。

したがって、今後もぜひ併設をするように努力はしたいと思うんですが、そのような申し入れをして、また協議に入っていくたいと思うんですが、ただ、運営上の問題がなかなかありますんで、やはり考え方として隣接する用地を買収して、そういう特養、あるいはショートステイができるというふうな考え方の方針は持っておったわけですが、やはり今後の運営等を考えまして、これからまたさらに検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、また福祉法人の福陽会にはよく申し入れをいたしまして、設置ができるように努力したいというふうな考えております。

それから二点目の、医師の問題でございますが、既に東京都の指導検査におきまして、一応管外に医師をおいておる、管外から来ていただいているということになっておりますけれども、これも指導検査では、何ら問題はなかったんじゃないかと思うんですが、ただ、今お話のあるような問題から考えますと、確かに近いところをお願いすることが一番いいんじゃないかというふうなわれわれも考えますけれども、この点については、むしろ、私の方は指導の立場ではございませんので、その際またお話はしてみたいというふうな考えております。

それから、職員数の問題でございますが、先ほど申し上げましたとおり定員は基準どおりおるそうです。以上です。（「数はわからないんですか。寮母が何人とか……」と呼ぶ者あり）具体的に申し上げたいと思うんですが、基準どおりというのは、施設長一名、事務長が二名、主任生活指導員一名、それから寮母が二十二名、介助員が一名、看護婦が十二名、それから栄養士が一名、マッサージ士が一名、調理員が六

名、医師が一名、合計四十八名と。この中で寮母と介助員と看護婦は、これは一括で可能でということ、現在定数が三十五名は基準どおりあります。以上です。

○建設部長（森田 進君） 二点についてお答えいたします。

都用地の関係でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、まだ市の方として特にあの地域にこれをつくっていくんだと、そういうふうな計画は、基本計画その他にもございません。したがって、一応今の既成事実、そういうものをできるだけ確保できるような形での要望をお願いしていきたいと、そんなふうなことを考えております。

それからもう一つ、地域環境に関連しての御質問でございますけれども、私どもの方は、先ほど来申し上げましたように、用途地域の見直し、そういうことをやっておりますし、これは建築基準法に基づく適正な地域環境の保全だと、そういう考え方がございますので、またここで見直しのための連絡会議その他が開かれると思いますので、そういう席でも今のような実例を挙げながら、都の方へ要望はしていきたいと、そのように考えております。以上です。

○十二番（原 敏子君） 要望をさせていただきます。

託老所についてなんですけれども、ぜひとも、部長も市長もだれでも年をとればお年寄りになるし、だれでも高齢者になるわけですよ。それで、望むと望まざるとにかかわらず、いつ痴呆性老人になるかわからないというのが、今の現実ではないかというふうに思うわけですね。そういうことで、厚生省や東京都でも痴呆性老人の対策をとろうというふうな動きがありまして、いろいろ手が打たれているんだらうというふうに思うわけです。

再三、私はこの託老所を設置してほしいというふうな一般質問を繰り返していますので、なぜ託老所が必要かということなども、もう余り言いませんけれども、何としても、お年寄りというのは、老人福祉法で「社会の進展に寄与してきた者として、敬愛されて健全で、安らかな生活を保障されるものである」というふうに老人福祉法で規定されていますし、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を要する」というふうに、これも規定されているわけですね。痴呆性老人になりたくてなかったわけではないし、

ならせようとして、一緒に生活している家族が一緒に生活しているわけでもない。こういうふうな痴呆性老人となったときに、一つの家族が非常に困難なことになるわけですね。これは、ぜひとも私は、こういう託老所が必要であろうというふうに思うわけです。

実は、この一般質問をするに当たって、視察も行ってきましたけれども、数人の内科のお医者さんともお話を聞いてきました。福生でこういう痴呆性老人の託老所があったら、私はいいと思うんですけども、先生方はどう思われますか。なんて話をした際に、本当にそういうのがあったらいいと言われるわけですよ。ね、お医者さん。今は、これからはそういう痴呆性老人の、こういう託老所というものがなくてはならない時代がもう来ているし、これは早急につくっていくべきではないかなんていう意見も聞いてまいりましたので、ぜひとも私は、この託老所の設置を早急にしていきたいと思うわけです。

特に、特養と併設といいますか、今ある特養の近所にこういう託老所をつくるというのが、それは望ましいと思うわけです。特養の寮母さんとか、そういう経験者にいろいろ意見を聞きながら、参考にしながら、こういう託老所が運営できれば、なお結構だと思えますので、それはその方がいいと思いますけれども、だからといって、あそこじゃなければできないということでもないと思うわけです。ですから、今部長が言われました社会福祉法人に申し入れていきたい、こういうことをしていただきたいというふうなことを申し入れていきたいというふうに言われましたから、これから先もぜひともそういう運動を強めていただきたい。東京都が言っています都の痴呆性の考え方ね、寮母だとか介助員だとか看護婦だとか置いてこういうものをつくるんだと。特養のところ、言ってみれば社会福祉法人が協力できないと言っても、市としてはそういうふうな、社会福祉法人に、違う社会福祉法人だっているわけですから、そういうところにも働きかけをしながら、今ある特養だけに焦点をさぼるのではなくて、いろいろなところに社会福祉法人があるわけです。福生市はね。そういうところにも働きかけて、託老所が一日も早く設置できるように、ぜひともお力を尽くしていただきたいというふうに要望しておきます。

特別養護老人ホームについてですけれども、市長が最初の答弁では、市内の施設であるし、市民であるし、必要とあれば助言、要望をしていくんだということが答弁されましたので、あえて私の方も要望した

いと思うんですけども、職員が、いろいろなことがあって、でも現実には、今の時点では規定基準の職員がいるということで、これは安心していただけるんですけども、これからいろいろな、何といったって福生市には特養が一つしかありませんので、いいにつけ悪いにつけ、いろいろな話の中で話題になるようなものではないかというふうに思うわけです。やっぱりかみとかいろいろなものがありますから、いろいろなそういうわさを、全部が全部信じるわけではありませんけれども、余りよくないというわさが立つということは、やはり社会福祉法人なので、これは私もよくないというふうに思うわけです。

今回は、具体的な事例を出して質問やそこらは言いませんけれども、ぜひとも職員の配置の問題、それと、東京都がこれからずっと継続して監督するということで、その心配はしませんけれども、お年寄りの待遇の問題、入所者の待遇の問題、そこらは東京都がきちんと監督するんでしょうけれども、ぜひとも市といたしましても、助言や要望をしたいというふうに言われましたので、何らか具体的なこういう話がありましたときには、十分注意をして、この特別養護老人ホームが、福生市でやっとなってきたものですから、きちんと運営できるような、そういう力を貸していただきたいというふうに思うわけです。

それと、お医者さんの件も、東京都がどういうふうに言っているかわかりませんが、これも私もちょっと個人的に何人かのお医者さんの話を聞いてきましたら、普通は、市内に病院が幾つもあるわけですから、緊急の場合はそういうところにもお世話になるわけですから、そういう施設と福生のお医者さんとの関係がスムーズにいったいなければならないというふうに思うわけですね。いっていいとは言いませんけれども、そういう意味からしても、なぜ青梅のお医者さんになったかがわかりませんが、この福生にも医師会がありますので、そういう先生方と協議をしていただいて、なるだけ入所者の人が不便にならないように、もしものことがあったときに手遅れに――青梅のお医者さんが遠かったからとか、そういうふうにならないように、そこらも十分助言や要望をしていただければというふうに思います。

次に、加美平団地内の都有地の開放についてなんですけれども、確かに東京都はこういう方針を出しているわけで、相手があることなのでなかなか難しいとは思いますが、福生市全体を見ますと、あそこには私は、あの地域に児童館や図書館の分館などがあればいいのではないかなというふうに、私は個

人的には思うわけです。そういうふうに思いますので、ぜひともこれは皆さんで検討をしていただきたいというふうに思うわけですけれども、これは企画財政になるのかどうかはよくわかりませんが、基
本計画にも載っていないものを要望するわけですけれども、そういうふうには、たとえ都有地といえどもそ
ういう有効な土地が空き地となってある場合は、市としては積極的にそれを買ひ上げて、市民のために有
効に利用するために、そういうものをつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、今のこの土地の場合、部長が先ほど答弁されましたけれども、今の現状をなすだけ、何か建っ
た方がいいんですけれども、公共施設が建った方がいいんですけれども、ですけれども、今は子供の遊び
場とか広場になっているわけですね。そういうものがこれからも続くように、事あるごとに東京都の
方に要望をしていただきたいというふうに思います。

次に、住環境の問題ですけれども、東京都に、今度は用途地域の見直しの連絡会議なんかでもこの事例
を出して要請するというふうに言われましたけれども、私はこの問題は、非常に今の時点ではまだこうい
う事例が少ないと思いますけれども、これからもっとふえてくるというふうに思うわけです。東
京都に対して、もっと強い指導をしてほしいということは、これは市の行政としてもしていかないと、本
当に住環境が悪化すると思うわけです。何のための一種住専なのか。市民から見れば、市の行政も都の行
政もみんな同じように見えるわけです。みんな公務員で、役人に見えちゃうわけです。これは東京都
の管轄だから市は何も言えないんだというふうに、理屈ではそうなんですけれども、そうは言っても、お
役所仕事なんだというふうな見方をされたりするわけで、これは本当に非常に迷惑な話だというふうにし
うわけです。

特に、この業者について言えば、もともと一種住専で四〇の八〇がわかっていながら、三十坪のところ
を半分に割って、十五坪ずつの一戸建て住宅を二棟建てるといふ、本当に悪質だと思ふわけです。東京都
も、指導をして十平米削ったから、この業者は悪質でないというふうには、はっきり私にも言うわけです。
十平米削ったから悪質ではないんだと。四十平米守らなければ、私は悪質ではないかというふうに言うわ
けですけれども、そこは見解の相違で、十平米削ったから、指導を聞いたからというふうになりまして、

非常に私としては、何のためにこういう行政があるのかなというふうにも疑いを持つようにもなりますし、
特にこの近隣の市民の人にしてみれば、役所というものは、市民がまじめに法を守っていても、こういう
業者に対しては非常に甘くて、私たちの税金はどうなっているんだらうという、そういうところまで疑問
を持つわけです。しかも、二十年もたてば建て直しが効かない住宅が建っていくわけです。これ
は住環境の悪化に非常に結びつくと思いますので、ぜひともこういう連絡会議にも、当然、事例を挙げて
要請をしていただきたいし、この最高責任者である東京都知事に対して、できれば文書で、こういう
ところがあるのでこういうのは困るというふうな、要請も、ぜひしていただきたいというふうに思いますので、
これも要望させていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 次に、十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 三点ほど、簡単に一般質問をさせていただきます。

一つは、中学校の給食でございます。中学校給食問題のその後の経過についてお尋ねいたします。
この件につきましては、十二月議会でも質問をいたしたところであります。教育委員会として検討委員
会、あるいは審議会、そうした名称の発足について、継続審査中ということと結論が出ていないという答
弁で終わりました。何か、二月に開かれた教育委員会においては、こうしたことについての結論が出たや
に聞いておりますが、いかがな状況になっているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

二つ目は、片倉工業株式会社跡地の利用についてであります。

総合福祉センター建設を含め、市民参加で民主的に跡地利用計画をつくる考えがあるのかどうかという
ことでございます。きょうも、総合福祉センターについての市民参加のことにつきましては、質問があり
ましたのは御承知のとおりでございます。一月二十二日の全協にて、片倉工業の用地買収経過について、
市土地開発公社が、六十三年中に先行取得するとの報告がありました。現在、この用地は更地にするため

の作業もほぼ終了する時点にきていると思われまゝ。付近住民はもとより多くの市民の方が、約五千坪の広大な用地がどのように活用されるのか、大変関心のあるところでございます。総合福祉センター用地にするにしても、用地全体の利用計画の中で位置づけていくことが必要であらうと、私は思うわけでございます。そこで、市当局といたしましては、いつの時点からこの利用計画について着手されるのか、また手法といたしましても、単なる庁舎内のプロジェクトチームというだけでなく、広く市民の参加を得る方法を取るべきだと私は思いますが、いかがお考えでありますか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、基地問題でございますが、その一番目といたしまして、下水、水道、地下水の汲み上げの現状と、今後の考え方についてお尋ねいたします。

横田基地への水道給水問題が、昭和四十九年に起きましてから十四年、また下水道排水問題も、昭和五十三年に始まってから十年が経過いたしました。こうした時点に当たって、横田基地との下水、水道問題がどのような状況になっているか、そしてそれは最初の時点から見えてどうなのか、などについて、明らかにしておかなければならないと私は思ひまして、質問をするわけでございます。また、基地に対して地方自治体がどう対処すべきかということも、明らかにする事柄であると私は思ひまして、質問をするものです。

そこで、私は次のことについて、まず具体的なことをということでお答えいただきたいと思います。一つは、下水道接続に当たっての基地側と取り交わしました協定文、これについてまず第一番目に御説明をいただきたいと思います。大分以前の文書でございますが、担当では所有していると思ひます。

次に、横田基地からの下水排水量は何立法メートルあるのか、また下水道料金は幾らになっているか、ここ五年間の西側、武蔵野側別にお聞きいたしたいと思います。同時に六十・六十一・六十二年度のこの三年間の月別、二ヵ月検針になっておられますが、そうした排水量もお聞きいたしたいと思います。

三番目に、福生市下水道使用料条例の第二条第二項、「汚水の排出量を世帯ごとには認定できない共同住宅または事業所等の中に所在する住宅から排出される汚水の使用量の額の算定については、前項の規定にかかわらず」、前項の規定というのは「使用量は使用者から排出された汚水の量に応じ、別表に定める

ところにより算定する」というものですが、「前項の規定にかかわらず、汚水が排水される世帯ごとに個別の使用者とみなす」というふうになっておりますが、この適用を受けている共同住宅数、棟数ですね。

それから世帯数及び事業所等の数、また適用を受けることによって減額になる下水道料金はいかほどか。

共同住宅、それから事業所分と、そして横田基地分として分けてお知らせいただきたい。この条項を挿入したことによって、横田基地の下水道料の大口・小口扱いというのが生まれたわけでございますので、お聞きいたしたいと思います。

次に、六十年四月に千二百七十万円、予算書ではそういうふうになっていきますね、この費用をかけて西側、武蔵野側とも下水のメーターを交換いたしました。効果はどのようなにあらわれてきたでしょうか。既にこれから丸三年たっておりますので、ひとつ具体的に数字の上でお聞かせいただきたいと思います。

次に、立ち入り調査の問題です。協定に、多分そうしたものも当然うたわれていると思ひますけれども、現在までに、基地に対して何回ぐらいの立ち入り調査をやったことがあるのか。あるとすれば、それはどのようなために行ったのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

最後に、大口・小口扱い、こうしたものはやめて、やはり基地は、どのように見ても基地でございますので、大口だけの扱いにする、これは福生市ではもと最初はこういう考えを持っていたものでござい。今日の時点に立って、そうしたふうに改める考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、給水問題の方なんですが、横田基地の給水は、今、年間で何トンぐらい給水されているか。福生市側で結構です。また武蔵村山がわかれば参考にお聞かせいただきたいと思います。五年間ぐらいの給水量をお聞きしたいと思います。

次に、一日当たり最大給水五千四百五十トン必要だとして、多くの反対を押し切って、当時の市長が――前市長ですね、協定を結んだわけですが、その時点で基地の屋間の人口ですね――屋間人口が、四十九年当時一万九千人、これが五十一年には約二倍の三万六千人になるというの大きな理由であった。それから地下水が年々低下するということのもあったわけですね。現在、基地のこの人口は幾らぐらいになっている